



# 長野県報

12月12日(木)  
平成25年  
(2013年)  
第2531号

## 目次

### 条 例

災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例（危機管理防災課）	3
長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（人事課）	3
県税外収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例（財政課）	3
知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例（行政改革課）	4
長野県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例（留置管理課）	4

### 規 則

災害救助法施行細則及び災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する規則の一部を改正する規則（危機管理防災課）	4
--	---

### 告 示

平成25年12月6日長野県議会定例会において認定された平成24年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の審査意見（財政課）	6
平成25年12月6日成立した平成25年度補正予算の要領（財政課）	13
長野県収入証紙売りさばき人の氏名（名称）変更の届出（会計課）	13
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	13
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	14

### 公 告

一般競争入札（2件）（消防課）	14
漁業法に基づく遊漁規則の認可（園芸畜産課）	15
漁業法に基づく漁業権の免許（園芸畜産課）	15
都市計画の変更及び都市計画案の縦覧（3件）（都市計画課）	16
一般競争入札（2件）（河川課）	18
特定調達契約に係る落札者の決定（2件）（財産活用課）	20

## 本号で公布された条例のあらまし

## ◇ 災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例（条例第38号）

- 1 災害救助法施行令の一部改正により、引用している規定について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

## ◇ 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（条例第39号）

- 1 職員の年齢構成の適正化を進めることにより、組織の活性化を図るため、平成26年1月1日から平成29年3月31日までの間、定年前の早期退職勧奨制度の対象職員を45歳以上かつ勤続20年以上（改正前：50歳以上かつ勤続25年以上）の者に拡大するとともに、この制度による退職手当の割増率を定年までの年数1年につき3%（改正前：2%）とすることとしました。
- 2 この条例は、平成26年1月1日から施行します。

## ◇ 県税外収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例（条例第40号）

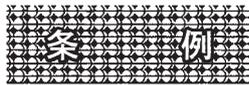
- 1 地方税法の一部改正により地方税の延滞金の割合について見直しが行われたことに合わせ、県税外収入金の延滞金の割合について同様の見直しを行いました。
- 2 この条例は、平成26年1月1日から施行します。

## ◇ 知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第41号）

- 1 「長野県総合5か年計画（しあわせ信州創造プラン）」を着実に推進するとともに、県民の期待に応え、時代の要請に的確に対応できる効果的な組織体制を整備するため、長野県行政機構審議会の答申を踏まえ、次のとおり知事の事務部局を改編することとしました。
  - (1) 県民生活に関連する部門を分離するとともに、県の政策を総合調整しつつ、地域振興に関する施策を効果的に展開していく体制を整備するため、「企画部」を「企画振興部」に改編することとしました。
  - (2) 県民生活に関連する事務を集約し、その施策を一体的に推進する体制を整備するため、「県民文化部」を新設することとしました。
  - (3) 分野を超えた付加価値の高い産業を構築し、地域経済を活性化するため、「商工労働部」に商工業から農林業、観光業にわたる産業施策を調整する機能を付加し、「産業労働部」に改編することとしました。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行します。

## ◇ 長野県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴い、長野県留置施設視察委員会の委員の定数及び任期を定めることとしました。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行します。



災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年12月12日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第38号

災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例

災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する条例（昭和38年長野県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項を次のように改める。

従事者又は協力者の負傷又は疾病が治った場合において、次項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存するときは、障害補償を行う。

第7条第5項中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「障害の等級」を「障害等級」に、「等級の」を「障害等級の」に、「等級に」を「ものに」に改め、同項各号中「政令別表第5の」を削り、「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「政令別表第5に定める」を「障害等級に該当する」に、「障害の等級」を「障害等級」に、「等級に」を「障害等級に」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第1級から第14級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第11条第2項の規定による内閣府令で定めるところによる。

3 障害補償の額は、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下この条において同じ。）に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- (1) 第1級 1,340
- (2) 第2級 1,190
- (3) 第3級 1,050
- (4) 第4級 920
- (5) 第5級 790
- (6) 第6級 670
- (7) 第7級 560
- (8) 第8級 450
- (9) 第9級 350
- (10) 第10級 270
- (11) 第11級 200
- (12) 第12級 140
- (13) 第13級 90
- (14) 第14級 50

附則

この条例は、公布の日から施行する。

危機管理防災課

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年12月12日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第39号

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例

長野県職員退職手当条例（昭和28年長野県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第7条第6項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

附則第30項中「平成20年4月1日から平成25年3月31日」を「平成26年1月1日から平成29年3月31日」に、「次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して」を「20年以上勤続し、かつ、45歳以上の年齢で」に、「及び第6条の2」を「第6条の2及び附則第23項」に改め、同項各号を削り、同項の表の第4条第1項の項中「100分の2」を「100分の3」に改め、同表の第5条第1項の項から第5条の2第1項第2号の項まで、第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2（当該年齢が55歳以上の場合（退職の日におけるその者の年齢が54歳の場合を除く。）にあつては、100分の3）」を「100分の3」に改め、同表に次のように加える。

附則第23項	第3条から第5条の3	附則第30項の規定により読み替えて適用する第4条から第5条の2
--------	------------	---------------------------------

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。  
（長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 2 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年長野県条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新条例」を「長野県職員退職手当条例」に、「及び附則第31項、長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成19年長野県条例第55号）による改正後の長野県職員退職手当条例附則第30項」を「附則第30項及び附則第31項」に改める。

人事課

県税外収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年12月12日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第40号

県税外収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例

県税外収入金の延滞金徴収条例（昭和39年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「の年7.3パーセント」を削り、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に、「当該特例基準割合（」を「年14.6パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加

算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては」に、「0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の県税外収入金の延滞金徴収条例附則第4項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

財 政 課

知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年12月12日

長野県知事 阿 部 守 一

#### 長野県条例第41号

知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例

知事の事務部局の組織に関する条例（昭和27年長野県条例第104号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 企画振興部

第2条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 県民文化部

第2条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 産業労働部

第4条（見出しを含む。）中「企画部」を「企画振興部」に改め、各号を次のように改める。

(1) 総合的な政策の企画及び調整に関すること。

(2) 地域振興に関すること。

(3) 市町村その他公共団体の行政一般に関すること。

(4) 広報及び広聴に関すること。

第5条第3号を削り、同条第4号中「広報、」を削り、「部局」を「部」に改め、同号を同条第3号とする。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条中「次の」を「観光に関する」に改め、各号を削り、同条

を第10条とする。

第8条（見出しを含む。）中「商工労働部」を「産業労働部」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 産業に係る施策の調整に関すること。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第3号中「こと」の次に「（県民文化部の主管に属することを除く。）」を加え、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1号を加える。

（県民文化部の事務）

第6条 県民文化部においては、次の事務をつかさどる。

(1) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。)

(2) 子どもの育成支援その他の次世代育成支援に関すること。

(3) 消費生活、交通安全及び国際交流に関すること。

(4) その他県民生活に関すること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

行政改革課

長野県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年12月12日

長野県知事 阿 部 守 一

#### 長野県条例第42号

長野県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

長野県留置施設視察委員会条例（平成19年長野県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条第6項」を「第21条第4項」に、「組織」を「委員の定数及び任期その他委員会の組織」に改める。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条の見出し中「補欠委員の」を削り、同条第1項中「補欠委員」を「委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1号を加える。

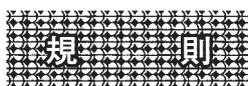
(定数)

第2条 委員の定数は、5人とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

留置管理課



災害救助法施行細則及び災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年12月12日

長野県知事 阿 部 守 一